

# 個人番号（マイナンバー）の提出について（お願い）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、個人番号を提出していただく必要があります。

提出いただいた個人番号は、国や自治体が番号法に定められた情報を照会・提供する事務に利用され、申請に必要な添付書類の一部が省略されます。

## 1 個人番号提出の際の本人確認について

個人番号を提出いただく際には、法律上、**本人確認（「番号確認」と「身元（実存）確認」）**を行う必要があります。

小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、窓口で以下の確認を行います。

- ・申請者の「番号確認」及び「身元（実存）確認」
- ・受診者の「番号確認」
- ・受診者と同じ医療保険に加入する方の「番号確認」

## 2 世帯状況調書に個人番号を記載いただく範囲（次の①～③に該当する全員分）

- ① 申請者
- ② 受診者
- ③ 受診者と同じ医療保険に加入する方（下表を参照）

医療保険の種類	個人番号の提出範囲
国民健康保険（市町村国保）、 国民健康保険組合（土建国保、建設国保、医師国保など）	保険証の記号・番号が②と同じ方 <b>全員</b> <b>（ただし、②以外の中学生以下の方は不要）</b>
被用者保険（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など）	受診者の保険証に <b>被保険者</b> として記載されている方
生活保護	生活保護受給者・受診者

## 3 提出書類について

### ・世帯状況調書

※本案内文及び調書記載例を参照して申請者又は代理人が記入してください。

※申請者と被保険者が異なり被保険者が手続きに来所する場合は、代理権の確認等が必要になります。（詳しくは裏面の【申請者以外の方が手続きに来所する場合】をご確認ください。）

## 4 提出の際に必要な確認書類について

※手続きに来所される方によってお持ちいただきます書類が異なります。詳しくは裏面をご確認ください。

（裏面へ続く）

### 【申請者が手続きに来所する場合】

※原本を窓口で提示してください。郵送の場合は写し（※住民票は原本）を提出してください。

#### （１）番号確認に必要な書類 ※申請者本人分は必ず原本をお持ちください。

- ・ 申請者、受診者及び「受診者と同じ医療保険に加入する方」の①個人番号カード、②通知カード、③個人番号が記載された住民票のうちいずれか1つ

#### （２）身元（実存）確認に必要な書類 ※必ず原本をお持ちください。

- ・ 申請者の①個人番号カード、②運転免許証、③運転経歴証明書、④旅券（パスポート）、⑤身体障害者手帳、⑥精神障害者保健福祉手帳、⑦療育手帳、⑧在留カード、⑨特別永住者証明書のうちいずれか1つ
- ・ 上記をお持ちでない場合は、申請者の以下①～⑧の書類から2つ以上をお持ちください。
  - ①健康保険証、②年金手帳、③児童扶養手当証書、④特別児童扶養手当証書、⑤特定医療・小児慢性受給者証、⑥社員証、学生証、⑦住民票、⑧福祉医療受給者証

### 【申請者以外の方が手続きに来所する場合】

（例：申請者は受診者の母、来所される方は受診者の被保険者である父の場合）

代理権の確認等を行う必要がありますので、以下の書類をお持ちください。

#### （１）代理権の確認に必要な書類 ※必ず原本をお持ちください。

- ・ 以下の①～③のいずれか1つ
  - ① 申請者の健康保険証、個人番号カード（通知カードは不可）、運転免許証、旅券（パスポート）
  - ② 申請者からの委任状  
※委任状の様式は群馬県ホームページ  
(URL : <https://www.pref.gunma.jp/02/d2900417.html>) に掲載しています。

#### （２）代理人の身元（実存）確認に必要な書類 ※必ず原本をお持ちください。

- ・ 窓口に来所される方の①個人番号カード、②運転免許証、③運転経歴証明書、④旅券（パスポート）、⑤身体障害者手帳、⑥精神障害者保健福祉手帳、⑦療育手帳、⑧在留カード、⑨特別永住者証明書のうちいずれか1つ
- ・ 上記をお持ちでない場合は、窓口に来所される方の以下①～⑧の書類から2つ以上をお持ちください。
  - ①健康保険証、②年金手帳、③児童扶養手当証書、④特別児童扶養手当証書、⑤特定医療・小児慢性受給者証、⑥社員証、学生証、⑦住民票、⑧福祉医療受給者証

#### （３）番号確認に必要な書類

- ・ 申請者、受診者及び「受診者と同じ医療保険に加入する方」の①個人番号カード又はその写し、②通知カード又はその写し、③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し